

「日本建築学会大会学術講演会 海洋建築委員会 若手優秀発表賞」実施要領

日本建築学会海洋建築委員会

1. 目 的

海洋建築部門の研究者の育成とプレゼンテーション力の向上を促すため。

2. 名 称

名称は、「〇〇年度日本建築学会大会（〇〇）学術講演会 海洋建築委員会 若手優秀発表賞」とする。

3. 審査対象

審査対象は、若手（30歳未満：発表年度の4月1日現在）の発表とする。

4. 実施主体

実施主体は、海洋建築委員会とする。

5. 審査方法

- (1) 審査委員：賞の対象となる論文1題の発表に対して、海洋建築委員会本委員会委員全員が審査・評価を行うことを原則とする。ただし審査委員自身が連名となっている梗概の採点は行わない。審査対象となるすべての梗概の半数以上を評価していない審査委員の採点結果はすべて無効とする。各審査委員の採点結果は、梗概発表の当日に書面で回収する。

- (2) 評価の視点・項目：審査委員は次の3視点5項目の優劣に基づいて評価を行う。

A. プレゼンテーション

- ①話し方（適切な言葉遣い、理解を促す説明内容、原稿の棒読みでないこと）
- ②発表時間（起承転結の時間配分、制限時間の超過・不足）
- ③パワーポイント（適切な枚数、文字の大きさ、わかりやすい表現、適切なアニメーション表現）

B. 発表内容

- ④研究テーマ、研究・調査方法、結論、考察が一定の水準を満たしているか否か

C. 質疑応答

- ⑤適切な回答内容、研究内容に対する理解度

なお、質問に対して発表者に代わって連名者等が応答した場合は減点する

- (3) 採点の目安：審査する委員は、次の目安に沿って、10点満点で採点し発表者を評価する。

また「受賞に相応しい」とする10点または9点の評価を付与できる発表数は、各審査員が審査した発表数の1割以下とする。（例：25件の発表を採点した場合は最大2件の発表に10点または9点を付与できる。受賞に相応しい者がいない場合は必ずしも10点または9点を付与しなくてもよい。）

10：非常に優れている

9：とても優れている

8：優れている

7：やや優れている

6：どちらかというと優れている

5：可もなく不可もない

4：どちらかというと劣る

3：やや劣る

2：劣る

1：とても劣る



受賞に相応しい

- (4) 得点の計算方法：各発表者の得点は、当該発表に対する有効な採点結果の平均値とする。

- (5) 受賞者の決定：得点に基づいて、委員長を含む幹事会にて選考し、その結果を本委員会に報告、承認を受け決定する。

6. 授賞件数

授賞件数は、審査対象件数の10%程度とする。

7. 公 表

審査結果は、海洋建築委員会委員長名において、海洋建築委員会のホームページ上で公表する。

以 上